

令和3年度 第18回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和4年1月20日（木）午後1時30分～午後3時15分
 - 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
 - 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理者
14番 石原 武美会長
 - 4 欠席した農業委員 1人
5番 高本 知宜委員
 - 5 出席した農地利用最適化推進委員 8人
 - 6 現地調査委員
農業委員 米田 利秋委員 西村 繁委員
推進委員 細見 和範委員 山田 和広委員
 - 7 議事日程
日程第1 議案第83号 農地法第3条の申請について
日程第2 議案第84号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第85号 非農地証明申請について
日程第4 議案第86号 朝来市農政等に関する意見書（案）の提出について
日程第5 議案第87号 農用地利用集積計画の決定について
 - 8 事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸
支援専門員 中川 繁春
 - 9 農林振興課職員
主事 西谷 和徳
 - 10 会議の概要
- 事務局

それでは、ただいまから第18回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付させていただいております次第に基づきまして進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思えます。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員8名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第18回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、9番の佐野伸夫委員と10番の大田垣強委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第5、議事に入ります。

議事日程に基づきまして進行させていただきます。

まず、日程第1「議案第83号、農地法第3条の申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位164番の提案理由の説明を、新井地区の地元委員の大田垣委員及び桑市地区の地元委員の米田隆至委員に求めます。

最初に、大田垣委員のほうからどうぞ。

○大田垣委員 航空写真を見ていただきますと分かりますように、朝来支所の前にホールと図書館がございまして、その東側にこの土地が位置しております。譲渡人、●●さんにつきましては、ご主人が建設業を営んでおられましたが、数年前に他界されまして、現在は廃業されております。その後、所有農地につきまして今後を危惧されていましてところ、譲受人、●●さんとの話がまとまったようでございます。譲受人は運輸業をされておられますが、コロナ禍をチャンスと捉えられ、従業員の雇用安定にもつながると、今回の

申請となりました。申請案件、申請資料にありますように全て適合しております。審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長 続きまして、米田隆至委員、説明をお願いします。

○米田（隆）委員 それでは、あと2筆の分を説明させていただきます。

この件につきましても、先ほど大田垣さんから説明ございましたように、ご記憶の方もあるかと思いますが、この土地につきましては、以前、●●さんが土砂置場にしたいというような事業計画をお立てになり、それが進みつつありましたが、先ほどのお話にありましたように、経営者の方が亡くなられて、その事業計画を取り下げられました。その土地が現在の申請地の2番のところがございます。これにつきましては、調査していただいた委員さんにご承知だと思いますが、現況、田となっておりますが、なかなかそうは見えない現況でございまして、それは、やはり前回の利用計画が取り下げられる間にそういった状態になったのであろうというように私は理解をしているところであります。

今回、●●さんがこの2番の土地をお買上げになって、果樹園、聞きますところによりますと、レモンの木を植栽して果樹園にしたいというような話が代理人からございました。それは地域としましても、荒れ地になるか、手を加えていただいて果樹園としてお使いになっていただくことについては問題がないというふうに思っておりますし、桑市地域の同意も得られているということでございますので、ご審議のほどお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、受付順位165番の提案理由の説明を、地元委員の松浦委員に求めます。

○松浦委員 それでは、説明をさせていただきます。

まず、受付順位165番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町久世田、国道312号線のところにローソンがございます。そこを左に入ってもらって、100メートルほど進んだところで、四差路をさらに左に50メートルほど進んだところにこの申請地がございます。

譲渡人の●●さんによりますと、長年にわたって農地の維持管理を今回、譲受人の●●さんをお願いをしていたということですが、●●さんも高齢ということになり、今後のことも考えたときに、この際、●●さんに土地をお譲りして管理をしていただくことにされたようでございます。ちなみに●●さんのご自宅ですが、ローソン和田山久世田店と書いてある下の●●番地、このお宅が●●さんのお宅ということで、かなり近いところにござ

います。譲受人の●●さんは、●●番地については、今は荒れ地となっておりますが、耕してブルーベリーを植え、また、●●番地は露地野菜、●●番地にはサンショウ、栗、スモモなど、果樹を作付されているようでございます。事業計画及び内容からも目的が果たされるものと思われまます。周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、隣接する農地所有者の同意書も添付されており、何ら問題もなく、許可相当と思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位166番及び167番の2件の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、失礼します。受付順位166番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町東谷区の国道9号線上にあります新和田山トンネルと城の山古墳のちょうど中間辺りにあります日下部釣具店前交差点から見て、南東におよそ20メートルの地点にあります地番●●の田となります。補足ですが、過日、総会案件111番で5条申請をしました地番●●の西隣となります。

申請案件資料166番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。申請地につきましては、和田山駅南土地区画整理事業により整備されており、第3種農地に該当します。先ほど述べました土地区画整理事業のときに、換地処分として譲渡人の●●氏が登記をしましたが、既に大阪に居を構えており、地目は田であります。管理を維持するためとして果樹を数本植えて管理してきました。そのような中で、今後管理を維持していくことが難しい譲渡人と、周辺に住宅が建ち続ける中で、東谷区の自然環境を少しでもいいから維持したいという譲受人の●●氏との間で売買の交渉を受け、今回の申請に至りました。

譲受人の●●氏は、事業展開のため、山東町迫間地区に現住所がありますが、今回の申請地の左隣、地番でいいますと●●、●●及び●●が●●氏の所有、実家の住宅となります。申請地は、田といいながら、道路面より盛り上がったかまぼこ状の土地であり、今後は季節の野菜作りの畑として活用していく旨を確認しております。営農計画書及び農地に係る誓約書も添付されており、何ら問題なく、許可相当と思っております。ご審議のほど、よろしく願いします。

続きまして、167番につきまして、説明させていただきます。受付番号167番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町宮田区にありまして、国道9号線、糸井橋交差点から

宮田区内を走っております県道に入って、300メートルほど北に進んだ県道沿いにあり、山陰本線と隣接する場所となります。写真に写っております大蔵小学校を基準に見ていただければ、大体の場所がご理解いただけると思います。

申請案件資料167番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。譲受人の●●氏は、長年、和田山町岡区に住まわれておりましたが、一昨年、申請地に隣接しております地番●●に宅地購入、造成の上、住宅を新築し、昨年より住んでおられます。このたび、長年空き家となっておりました住宅地横の地番●●にあります住宅、空き家ですけれども、につきまして、譲渡人の●●氏と売買契約を結びましたが、その際、●●氏のほうから、空き家を売ってしまうと、その空き家の裏に所有している畑への進入路が一切なくなり、管理ができなくなり、周辺に迷惑をかけてしまうので、住宅を買うのであれば、この際、畑もまとめて買ってほしいとの強い要望を受けまして、売買の合意に至り、今回の申請となっております。

●●氏は、旧住居地の和田山町岡区で息子さんとともに1町歩以上の米作りを長年されておられ、申請地を購入後は、自宅裏で、大変便利もよいので、家庭菜園として管理していきますとの話をお聞きしております。何ら問題なく、許可相当と思われまふ。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位168番及び169番の2件、提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明をさせていただきます。

最初に、受付順位168番の航空写真をご覧いただきたいと思ひます。申請地は、国道9号線、和田山から山東町に入りまして、最初の信号があります久華園のところを右折していただきます。それから市道250メートル直進いたしまして、目標物であります右側にシンドウ工業の会社がございます。その隣の2枚目の場所が一つ目の申請地、それから、その裏側になりますが、二つ目の場所ということで、今回の2つの申請地でございます。

譲渡人の●●さんにつきましては、地元は大垣でございますけれども、以前から神戸のほうに住まわれておられまして、家の管理につきましても、元気なときはよく帰省されて管理されておりましたけれども、高齢、それからまた体調を崩されてから、なかなか管理ができないというようなことで、こういった機会を捉まえて田の処分をしたいという思ひがありました。ちょうどそのような話がありましたときに、譲受人でございます●●さ

んとの売買契約が成立したということで、今回の申請となったわけでございます。

申請案件資料、3条の審査資料に基づきまして確認しましたところ、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に169番でございます。これも航空写真をご覧いただきたいと思います。進入路が分かりづらいですが、国道427号線を直進していただき、梁瀬小学校の交差点を左折、そして、市道を150メートルぐらい進んでいただき、丁の字の道になります。そこを右折しまして、50メートル進んだ家の間の路地を通して、山裾に位置するところでございます。写真を見ていただいたとおりですが、この周辺、家の裏手に山崩れ防止のために防護壁が数百メートルにわたり設置されています。空き家、地番●●に付随するもので、譲渡人の●●さん、譲受人の●●さんとの間で売買契約が成立しまして、今回の申請となったものがございます。

申請案件資料等、3条の資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位164番から169番までにつきまして、地元委員から提案理由の説明がありました。現地調査委員の西村委員のほうから補足説明はございますか。

○西村委員 失礼します。1月5日の日、午後から、米田利秋委員、山田委員、細見委員、私と事務局2名の合計6名で現地調査を行いました。当日は、写真のように積雪がありまして、真っ白な状態で大変見にくかったのですが、いずれも地元委員が説明されまして、問題ないものというふうに考えております。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから3条につきましてご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位164番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位165番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位166番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位167番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位168番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位169番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、承認されました。

続きまして、日程第2「議案第84号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位170番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第84号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのうち、受付順位170番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真8枚目、受付順位170番の写真をご覧ください。申請地は、国道312号線、真弓交差点を右折し、さらに市道を約100メートル南へ進んだところに存する農地です。目標物としては、市道を挟んだ西側に兵庫県立生野高等学校があります。このたび、●●さんが新居を建築するに当たり、父親の所有する農地を譲り受け、地目を宅地に変更する必要が生じたため、申請があったものです。

それでは、申請案件審査資料2枚目の受付順位170番の項をご覧ください。申請地は第2種農地で、立地基準では、申請の農地に換え、周辺の他の土地で目的を達成することができない場合に可とするということになっております。本申請はこの許可基準に該当する

こととなっていると思います。一方、添付されている見積書や残高証明書等関係書類から判断して、一般基準の資力、信用、事業計画に適合、周辺への影響等全て問題がなく、十分にその目的が果たされるものと考えられます。これらのことから、本申請は許可相当と史料いたします。慎重審議、よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位171番の提案理由の説明を、地元委員、米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、171番の説明を申し上げます。

地図をご覧ください。この案件、申請地でございますが、国道312号線の伊由市場の交差点を東に進んでいただきましたら、山内という集落がございます。そのかかりのところに小西橋という橋がありますが、そこを東へ渡ったところにこの申請地があるというようにご理解をお願いいたします。当該地につきましては、私が代理人から説明受けたのは12月頃だったと思いますが、その後、事務局に対して申請行為が行われたわけですが、事務局の審査によって、その定款に太陽光発電事業の記載がないということが分かりまして、その書類が整うまで保留ということになったというように代理人から聞いているところでございます。その後、●●さんが定款の補足を行われまして、太陽光発電事業の記載を行われたというように代理人から聞いたところであります。それが前提条件でございます。

この土地につきましては、譲渡人の●●さんは、現在川西市のほうにお住まいでございますが、山内のお生まれの方でございます。相続でこの土地を持たれているということでもあります。遠方だということもありまして、土地を農業として使うことについては限界があるというようなことから、誰かにこれを譲渡したいというような話があって、●●さんと話がまとまったというように聞いているところであります。

太陽光発電の設置でございますから、この土地の形状とか周囲への影響については、これは慎重にやらないといけないということを池本委員と相談いたしまして、現地確認を行おうとしましたが、大雪が降った後でしたので、その現地確認を相当遅らせました。雪が解けて、土地の形状等が分かるということが判明した時点で、2人で行って確認をいたしました。その結果、当該地につきましては、特に太陽光発電が設置されましても、周囲の農地環境に影響を与えるような状況ではないということが判断できましたし、それに対します山内区長、農事部長、それから周囲の農業者等の同意書も得られておられることから、まず問題はないであろうと、池本委員と相談をして、今回の報告に至ったわけでございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位170番及び171番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明はございますか。

○米田（利）委員 失礼します。最初に西村委員がおっしゃったように、現地を1月5日に回りまして、真っ白な状態がございましたので、詳しいところまでは確認できませんでしたが、今、地元委員がおっしゃったとおりということでご報告をさせていただきます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきましてご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位170番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位171番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第85号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位172番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 172番の説明をさせていただきます。

航空写真をご覧ください。左側から上がってきます県道溝黒竹田線、旧和田山病院の前を上がってきていただいて、そこに写っているのがコバヤシ産業の倉庫でございます。その横の道、立雲峡の展望台に行く道がありましたが、現在は新しい道ができて、そこはもうガードがしてありまして入れないようになっておりますが、そこを20メートルほど入らせていただいていますと、申請地のところに行きます。申請地は和田山町と山東町の境目になっておりまして、ここは山東町分ということで私のほうが担当となりました。

該当農地は既に放棄地になっていますが、●●さんが昭和24年に相続されてから少しの間は、耕作をされていたようです。既に●●さんは神戸に出ておられ、お亡くなりで

住居は迫問のほうにはございません。このたび、●●さんが亡くなられたということで、弁護士の方が間に入って、このような申請になった次第でございます。非農地の証明の要件4に該当しておりますし、また、周辺の状況から見て、元に戻すというのは困難でございます。慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位173番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。

航空写真173番をご覧ください。農地法第2条第1項による非農地証明の申請案件となります。申請地は和田山町土田区となります。所在としましては、国道9号線、土田交差点をゴダイドラッグ和田山土田店の方向に進み、山陰本線を越えたところにあります吉田鋳金工場の隣となります。道を挟んで和田山自動車教習所が地図に大きく写っており、所在地を特定していただけたと思います。申請地は、吉田鋳金工場の隣に水路を挟んで県道沿いにあります。

先日、田中推進委員と立会いをしまして、関係者から説明を受けましたが、なかなか状況の分かりにくい土地でした。といいますのも、現状は1区画の土地として大半が家庭菜園となっていたからですが、詳しく説明を聞いてみますと、実際は1区画ではなく2筆になっておりまして、ちょうど地図の左に写っております現況写真のほうがよく分かりますが、現況写真の中ほどの右側に雪が積もっていますが、除雪した三角形の場所が少し見えます。その三角形部分の約6平方メートルが申請人の所有地で、昔からその部分だけ飛び地のように所在していたとのこと。自動車が1台置けるくらいのこの場所は、●●が稼働したと同時に●●の駐車場として貸し出しており、50年近くがたとうとしていますが、平成17年に相続しました現在の所有者であります●●氏が今般、雑種地として現況に合った手続を進めていきたいとのこと申請に至りました。本人の始末書も添付されており、現状からして、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位174番及び175番の2件、提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 それでは、失礼します。議案第85号、非農地証明交付申請の承認について、受付順位第174番の提案理由の説明をさせていただきます。

航空写真12枚目の受付順位174番をご覧ください。本案件は、先ほどご審議をいただきました議案第84号、受付順位170番の農地に隣接した土地で、生野高校の市道を挟んだ東側に存する農地となっています。当該申請地の地目は田となっていますが、所有者の●●さんの住宅の一部が当該農地にかかっており、現況は宅地となっております。これは、昭和40年頃に、申請者の父親が地目変更手続の必要なことに気づかずに住居を建てたことによって生じたものと考えられます。このたび、申請者が相続した不動産の整理を行っている際に、無断転用である事実初めて気がついたものです。このため、現況に合致した地目に変更手続を行うのに先立ち、非農地証明の申請を行われたものです。

それでは、申請案件審査資料2枚目裏面の受付順位174番の項をご覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定の、非農地となってから20年以上が経過していること、違反転用に対する処分対象となっていないこと、農振農用地ではない土地であること、これら全ての要件を満たしていること、あわせて、現況から見て非農地相当であると思料いたします。慎重審議をよろしく願いたします。

続きまして、議案第85号、受付順位175番の提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、航空写真13枚目の受付順位175番をご覧ください。申請地は、国道312号線、生野交差点を右折し、県道39号線、一宮生野線を長谷方面へ約4キロ進んだ県道沿いに存する農地です。申請地の所有者は●●さんで、地目は畑となっておりますが、隣人の●●さんのお父さんが自己の所有地であると思込み、県道法面の適正な景観保持と管理を行うために、約50年前からツツジ等を植栽し、現在に至っております。このたびの地籍調査でこのことが判明し、現況に合わせた地目に変更するとともに、所有者を●●氏に移転するに先立って、非農地証明の申請を行うものです。

それでは、申請案件審査資料2枚目裏面の受付順位175番の項をご覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定の、非農地となってから20年以上経過していること、違反転用に対する処分対象となっていないこと、また、農振農用地ではない土地であること、これら全ての要件を満たしていること、あわせて、現況から判断して非農地相当であると思料いたします。慎重審議、よろしく願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

最後に、受付順位176番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位176番の航空写真をご覧いただきたいと思います。申請地につきましては、先ほどの169番で説明させていただきましたが、そこから約50メートル先に行った細長い場所となります。申請地は、お父さんが10年ほど前に亡くなりまして、●●さんが相続をされたということでございます。また、地元で生活されておりませんので、申請場所は耕作もせず荒れ放題の状態ということでございます。申請者の●●さんにつきましては、そういったことも踏まえまして、始末書の添付もされております。

見ていただいたとおり、細長いものでございまして、なかなか耕作は難しいのかなという感じでございます。非農地証明審査資料に基づきまして確認をしましたところ、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位172番から176番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明はございますか。

○米田（利）委員 失礼します。先ほど地元委員が説明されたとおりでございます。

なお、受付順位172につきましては、特に雪が多かったために現地に入ることができませんでしたが、周りを見ましても何ら問題がないということで判断をさせていただきました。

以上、報告させていただきます。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明の関係につきましてご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、それでは、受付順位172番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位173番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位174番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位175番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位176番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第4「議案第86号、朝来市農政等に関する意見書（案）の提出について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 農政委員の皆さん、意見書の作成なり取りまとめにつきまして、大変ご苦勞をいただきましてありがとうございました。

それでは、議案第86号の提案内容の説明を農政委員会に求めます。

米田委員長、よろしくをお願いします。

○米田（利）委員 失礼します。内容等につきましては、令和2年度に出しましたものとあまり変わっていないわけで、その見直しということにさせていただきました。初めての方もおられたり、なかなか周りの情勢も変わったりしておりますので、一つ一つ見ていきますと、これは問題かなということもありますけれども、まず、表書きをさせていただいたものと、1枚めくって、10ページを見ていただきますと、（1）から（8）番まで一応整理をさせていただきまして、もっと項目をつけるということもありましたけれども、取りあえずはの中で集約をさせていただきました。

1項には担い手への農地の集積、集約化ということで、中身につきましては、人・農地プランをやっていかないと、農地の集積は難しいであろうということで、農業委員会だけでそういうことはできませんので、市を挙げましてやっていく中で、農業委員も協力を惜しまないということとさせていただいております。

2番目の市の担い手育成部門の充実強化ということで、特に農業従事者の高齢化等につ

きましては、以前から言われているとおりでございます。そういった中で中間管理機構あるいは多面的機能の助成なども利用しまして、何とかそういった助成を図っていくと。特に認定農業者の関係につきましては、養父市と比べますと、朝来市は3分の1というように、非常に少ないわけでございますが、数的にはだんだん増えてまいっておりますので、成果が上がっているんじゃないかということも思っております。

それから、3番目の特産品、特に岩津ねぎのブランド強化ということですが、一生懸命やっておられるんですが、なかなか成果が思うようには上がってこない。この原因につきましてはいろいろとあろうかと思えますけれども、大変軟弱で、取扱いがしにくい。今年につきましては、特に雪害が当初思ったよりもひどくなっておりまして、この辺で若干収益的にも難しいんじゃないかなということも思っておりますけれども、いろんな年がございますので、5年、10年を区切りとしましたら、こういった年もありますので、そういったことも踏まえまして、さらに強化を図っていくということになろうかと思っております。この辺も農業委員会の皆さん方にも協力をいただきまして、よりいい方法がありましたら、お願いをしたいということにしております。特に、市の関係につきましては、そういった助成制度等も確立していただきまして、生産者が取り組みやすい方法を取っていただきたいということにしております。

それから、4番目に、経営規模拡大及び継続営農に対する支援についてということで上げさせていただきました。中身につきましては、農地の収益化と大規模営農になりますと、やはり農業機械は大型化してきますし、投資もしていかなければということで、今年あたりは基幹であります米の価格は下がるというようなことになっておりまして、先ほど石原会長も言っておられましたけれども、コウノトリのブランド米や、そういった特殊な米等の作物の栽培に取り組んでいかないと、これからはなかなか思うような収益が上がってこないであろうと思っておりますけれども、大小もありますので、その辺は一概には、大を生かして小を切るというようなことは、やはり朝来市としてはしてはいけないということも思っております。以下、ここに書いてあるとおりでございます。

5番目は遊休農地の解消及び狩猟免許の取得ということで、朝来市につきましては、若手の方が狩猟免許取っておられますし、非常に活躍もしていただいております。そういうことで大変ありがたいことですが、狩猟免許の関係も高齢化が非常に進んでおりまして、最近ではわなによる捕獲が大体7割強となっておりますので、その辺が変わってきているなと思っております。

それから、6番目、農政についてということで、毎回、農政につきましては、講演会を開いておまして、その中で朝来市のまとまった3年なり5年あるいは長期のそういった目安を、県のほうからも来ていただきまして、お話をさせていただくということになっておりますけれども、なかなかそれはこのコロナでできてないということでございます。これが明けましたら、来年には取り組みたいということでございます。

あと、7番目には農政部局の充実というところで、やはり今回も中身の改革ということで、職員さんが兼務をされるというようなことも一つ聞いておまして、以前からこういう話が出ております。やっぱり専門部署につきましては、専門職員さんを置かなければならないと。さらに、いろいろとやっていこうと思いましたが、多くの人件費もかかるということでございますので、この辺は実際とは合っていないかもしれませんが、要望していこうと。

最後に、8番目の農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の見直しということで、市の中ではいろいろとあると思いますけれども、私が知ってる限り、養父市、朝来市が市の中では一番低いのではないかとことを思っております。お金を払うから頑張ってもらえというようなこともありますけれども、要はその辺のマッチングが大事じゃないかということをおもっておりますので、そういうことも含めまして、ほかの活動も併せまして、こういったことを要望させていただくということで、以上、簡単ではございますけれども、意見のまとめとして報告させていただきます。

皆さん方でいろいろとこれを変えたほうがいいなというご意見等がございましたら、十分に言っていただきたいことを思っております。以上でございます。

○石原会長 どうもありがとうございました。

事前に皆さんには配っておりますので、見ていただいていると思いますが、今提案いただきました内容につきましてご意見なりご質問等ありますか。

西村委員。

○西村委員 失礼します。米田委員長をはじめ農政委員の皆さんには、よくまとめていただきまして大変ありがとうございます。

それぞれ要望書が出ているわけですが、図ってほしいとか、検討してほしいというようなことがありますけれども、これに対する返事ですか、こういうふうにしますとか、そういう返事が欲しいです。なしのつぶてで、こちらが意見書を出すだけでは意味がないので、できましたら、相手方から、朝来市のほうから返事が欲しいということが1点と、

あと、農業委員会事務局の効率化を図るためにも、またペーパーレス化を図るためにも、タブレット化の推進をお願いしたいと思いますので、ここに入るかどうかは分かりませんが、1点、要望いたします。以上です。

○石原会長 これ、返事、いつもお願いをして、そのときは市長との交渉になりますよね、時には、配慮しますとか……。

○西村委員 農林振興課とかにもなりますよね。

○石原会長 ええ、即これに対しては、項目的にどうこうではなく、全体として、お聞きします、何とか担当の部署に指示して、善処しますみたいな、そういうことが実際行われていると思うのですけどね。

○西村委員 出しっ放しで、いつも、それで、どうなった、これからどうしますということ、できたら、きちっと返事できないかもしれませんが、やはりこちらは意見書、きちっとまとめて出しているのですから、それに対する返事は必要であると思うのですが。

○石原会長 確かに、何かの形では、具体的なものがあるかないかは別として、それは要請するときにそういうものをお願いしたいと思います。

米田委員、何かありますか。

○米田（利）委員 すみません、貴重なご意見でそのとおりだと思っております。それで、農政委員会の中でもいろいろご意見もいただきまして、特にその中で、市議員にも併せまして、返事をいただけるような文書を出したらということをお願いして、この辺はまだまとまっていないのですが、もう少し文書も単一化しまして、普通でしたら意見書ですけれども、返事をいただけるような文書に変えるということもどうかと思っております。その辺もこれから検討させていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

○石原会長 農政委員会のほうで、もう少し内容を検討するということですか。

○米田（利） 今やっています。

○石原会長 ただ、これは案です。今日決定して、これに決まれば、適当な時期にこれを持って市長のところに代表で行かなければというように考えていたんですが、修正があるということですか。そうですか。具体的に返事がもらえるものだったら、もらえたらいいですけど、なかなか難しい要素がこの中に入っていますのでね、どういう答えが返ってくるかというのはちょっと分かりませんが、できるだけ具体的なものが返ってくるような、それはお願いしておきたいなと思っております。

そのほか、何か内容的に意見ございますか。よろしいですか。

事務局、補足的に何かありますか。特にない。

○事務局 ないです。

○石原会長 それでは、特にないようですので、今日、採決しなければいけないんですが、採決させてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原会長 それでは、特にないようですので、この内容につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成です。本件は承認をされました。（案）になっていますけども、（案）を消していただきたいと思います。

もう少し詳しく、基本的にはこのままということで、例年、代表として私と職務代理者が市長と話はしていますので、そういう形になると思いますけれども、適当な日を見つけて市長等にお渡しをしたいと思います。それでよろしいですね。西職務代理者。

○西職務代理者 はい、よろしいです。

○石原会長 それでは、続きまして、日程第5「議案第87号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 それでは、議案第87号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○事務局 失礼します。農林振興課の西谷と申します。

14ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1番として、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。

まず、利用権を設定する農用地として、田が1,427平方メートル2筆、畑がゼロとなっております。合計として1,427平方メートル2筆、利用権の設定を受ける戸数として2戸、利用権を設定する戸数として2戸となっております。

続きまして、設定する利用権の概要について説明させていただきます。

まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が2筆、1,427平方メートルとなって

おります。

続いて、利用権の終期についてですが、令和6年3月31日までのものが1筆、497平方メートル、令和9年3月31日までのものが1筆、930平方メートルとなっております。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。15ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方と設定をされる方の賃借地の所在地一覧表を記載しております。

続きまして、16ページをご覧いただきたいと思います。16ページにつきましては、利用権の設定を受ける方の情報を記載しております。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと思います。17ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○石原会長 ただいま担当課から説明がございました。

この件につきましてご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、議案第87号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶をお願いします。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後3時15分終了)